



月報

10

全缶協

(46.10.12 M.58 VOL 5)

◆ 目 次 ◆

9月の行事一覧表	1
◇水産部会	1
鮪塩水漬缶詰の国内転用について 鮪輪水組に文書	8
◇第3回「缶詰食べましよう週間」収支報告	10
◇パイン缶詰日本農林規格設定について	11
◇輸出関連中小企業に対する融資問題の懇談会	12
◇米国の輸入課徴金制度の実施に伴う 当面の緊急中小企業対策について	13
◇東部地区統一伝票指導講習会	18
◇赤色103号硫酸銅について	22

缶詰共同宣伝

九州地区缶詰フェア実行委員会の経過	22
集団給食向き缶詰研修会	24
市貿缶詰開缶研究会	24
第23回日本家政学会に昼食(缶詰料理)を提供	25
朝日女性教室	27
◇昭和46年全国物価統計調査について	26
◇米飯缶詰による中毒事故に関する調査結果について	27

関係団体報知

会員消息

パイン缶開缶研究会開催案内

全國缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通8丁目8番地
八重洲通ビル 7階
電話 東京(278)9278・9289番

9月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
水産部会	9月10日	13.30～15.30時	北洋商事(株)	13名
硫酸銅、赤色103号打合会	9月10日	10.00～12.00時	缶 協	在京果実部会員
統一伝票地方講習会	9月14日	13.30～15.30時	北洋商事(株)	武術太田指導員、東部地区会員 18名
第2回九州地区缶詰フェア実行委員会	9月18日	14.30～17.30時	博 多	北田専務
第1回パインJAS専門委員会	9月21日	13.30～	沖縄パイン缶詰輸入協会	多田、広田専門委員
輸出関連中小企業に対する融資問題の懇談会	9月25日	10.30～12.00時	缶 協	各缶詰団体 事務局代表者

10月の行事予定

規 格 部 会	10月11日	14.00～16.00時	北洋商事(株)	
---------	--------	--------------	---------	--

水 産 部 会

日 時 昭和46年9月10日 13.30～15.30時

場 所 北洋商事(株) 7階会議室

- 議 題
1. 米国輸入課徴金実施等に伴う輸出水産缶詰の現状と見通し
 2. 国内水産缶詰の市況と動向
 3. そ の 他

※ 部会討議の概要

米国、ドル防衛問題に関連して、国内の水産缶詰がどうなるか極めて重要な時期を迎えており、特に米国の輸入課徴金実施等に伴い大きな影響を受けることとなつた鮪缶詰、鮭鱈、かに缶詰についてその現状と見通しを話しまた円が切り上げになつた場合、輸出缶詰の変化はどうかなど色々な角度から情報交換を行ない、内地水産缶詰の動向を検討した。



1. 対米向け鮪水煮缶詰の状況について

日本鮪缶詰輸出水産業組合では、対米向け鮪水煮缶について次のような見解を持つている。

本年1期(4月～8月)約150万缶は全量共販の手元をはなれ商社の手に渡り、そのほとんどが米国に売却済みである。しかし2期(9月～3月)約90万缶は在庫されたまま商談がストップしている。共販から商社への売値は函当たり5,600円でパッカーの生産コストは魚価、売値等で毎年相違するが昨年米国市場の値上りムードにスライドして10月頃から日本産も函1,000円値上げし、ことしも第1期分までは好調でパッカーは1割程度の儲けとなつたようである。

水銀デコンポーズ問題について1期分の水銀(FAD 0.5PPM以上)によるクレームは現在までに現実に返つて来たものは1万缶であり、これはフランス(水銀を問題にせず。)に転売する方針であるが、水銀によるクレームは数量的に僅かと見てゐる。

問題はデコンポーズによるものでこれは米国の輸入制限的な規制措置にひ

つかかつたようなもので日本の輸出検査に F A (フアンシー A) として合格したものである。米国では臭いによるクレームをつけており、これは全く検査員の五感によつて落されている。商組合としてはこれによる損失の資金を用意しておく必要があり一応その経費を 10 億円とみて、その数量を 25 万函と目安を置いているが実際にはそんなにはなかろう。

デコンポーズによるクレーム製品は品質的に悪いものではないので転売するがこの場合、個々バラバラの取引では相場を崩し国内、海外の市況を乱すおそれがあるので組合、共販が共同で処分する方針でこれを内地向けとして問屋にお願いするか、防衛庁、学校給食等に一括買入れてもらうか、また輸出向としてヨーロッパ特にフランス（従来フランスには F B の水煮を輸出している。）に向けるかといったことを考えており、最終的には総会に譲り決定する。内販向けにしろ他地区へ輸出するにしても従来から出回つている油漬缶とのかねあい等を十分考慮しなければならず慎重に決めなければならない。

2. 45 年度鮪類缶詰輸出数量

（単位=標準換算函）

○ 鮪類缶詰

〔対米〕 2,623,454 函

〔米国以外〕 2,01,058 函

○ 商類油漬缶詰

2,081,809 函

○ その他商類缶詰（ドレッシング等）

1,324,055 函

計 6,231,276 函

○ ツナペツトフード缶

1,605,801 缶

合 計 7,837,077 缶

○ ホワイト、ライトの生産割合(対米向)

ホワイト 2,013,661 缶

ライト 4,217,615 缶

従つて約 $\frac{1}{3}$ がホワイト、 $\frac{2}{3}$ がライトということになる。

○ 45年度の缶型別数量(鮪類水煮缶詰)

ツナ2K缶 1,155,000 缶

ツナ3号缶 82,000 缶

ツナ2号缶 825,000 缶

ツナ1号缶 517,000 缶



対米向鮪缶詰の問題について広田部会長から次の意向が述べられた。

「対米向鮪缶詰の本年度総額は270万缶でうち1期分は1,476,920 缶である。水銀、デコンポーズは今回の課徴金問題以前に起つたもので水銀は少ないがデコンポーズは多く返品されているという情報がありこれが今後大きな問題となろう。このデコンポーズの商品は水煮であり、缶型はツナ2キロの大型缶が多く、自衛隊(大口)にとの考えが出てきている。課徴金、為替の変動相場制によつてスーパー等では頗るみかん缶詰は当然安くなると見ており、末端もそうした期待を持つており、こうした時にデコンポーズの鮪水煮缶詰が市場に出回ると混乱が起らう。これに加えて2期分120万缶の大半は製造済みでありこれが不確定要素として懸念され

る。問屋としては内地の油漬缶の足を引張るよりでは困る。デコンポーズによるものは25万噸程度に達するものと報告されて他国転売も計画されているが最終的には一部内地転用になりそうであり、一方には買つてやろうという人もめらうと思うので全缶協水産部会としては慎重に扱つてもらいたく出来れば統一行動をとるのがよいと思う。両組合で共販一本の窓口ということでありこちらもグループでやつた方がよいのではないか。もし両組合の会員の企業から個々に買つてくれということだと大変なことになる。」

[鮪缶詰に関する結論]

各氏から意見交換が行なわれ、次のような結論となり文書により両組合に全缶協側の希望を伝えることになった。

輸出向鮪缶詰の内販転用は内販油漬缶詰が漸く順調な伸張を見ておる現在これら既存の缶詰が圧迫されないよう是非慎重にやつてもらいたい。特に個々の動きは注意してもらい転用については全缶協とも充分相談しながら進められたい。一部ブランド(メーカー)には問屋に缶油漬値崩れ品がすでに出て来ており市況混乱が懸念されるので極力これをさけたい。対米向鮪問題は内販にとつても無縁ではなく、今後ニュース等の情報を全缶協に知らせてほしい。

3. さけ、かに缶詰の米国輸入課徴金実施による損失額について

45年度国内缶詰総生産高(単位=標準函) 53.710.000函

金額 2,350億円

缶詰輸出高 17.310.000函(総生産高に対して38%)

金額 892億円

うち米国向 5,640,000 函(輸出高に対して 32.6 %)

金額 291 億円

これに対して 1970 年米国の関税額 19 億円であつたが今回の課徴金によればこれが 44 億円となり、さらに円切上げを仮に 10 % 切上げの場合 89 億がさらに減収となる。

○ さけ、かに関税率

	1930年	現 行	新関税率
さけ	25%	9%	19%
かに	22.5%	13%	22.5%

上記の関税率アップにより

対米向かにの場合のみでも

ならばかに 33.000 % で 5,760 万円のアップ

ずわい 30.000 % 8,280 万円のアップ額となる。

4. 鮭鱈缶詰の輸出状況について

○ ピンク輸出状況

45 年度(4月～3月)

平 4 号 200 万函

平 3 号 60 万函

その他 2K、4 号含めて

(平 2 号換算) 250 万函

半数の 116 万函は円建で契約済みでありメーカーに実害はない。

このうち対米向は 16,500 万函、ヨーロッパ向 100 万函(例年 70 万函)。既に 116 万函は契約完了しており残り 83,500 万函が今後問題になろう。

本年度のピンクは世界的に大増産で 48 ポンド換算でカナダ 35～40 万

函(例年12～13万函)、アラスカ100万函(例年50万函)となつてゐる。このカナダ、アラスカの増産と今回課徴金、変動相場制の問題発生で10月末まで静観しなければならないということであり、一方米国西海岸の港湾ストに引續き東海岸でも10月1日からストに突入する。建値FOB16ドルであるが米国向は14.5ドルと建値を改訂している。当初ピンクの対米向が期待されていたが前述の諸事情により若干値下げも止むを得ないだろうとの見方をしており、向うでも2年分位の数量がある。ただし国内ブランド保有者は大半大手水産会社でありこれらはいずれも来年度の減産を見込んで本年度増産しており慎重に臨めば大きな混乱はあるまいとの見解であつた。

5. かに缶詰輸出状況

(たらばかに)

アラスカが大巾減産、日本も減産で対米向輸出はほとんど出来ない。一昨年のたらばかに輸出数量は20万函で昨年10万函に減少(うち対米3万3千函)した。ことしは数量も少なく心配ないということである。

(ずわいかに)

ことし対米向に6万函の計画で既に3万函が成約済。スタートは25ドル50セントであつたが市況よく27ドルまで値上げしている。

毛がにはなし、花咲かにも2～3万函であり心配はない。

以上さて、かに缶詰に関する結論としてかに缶詰の輸出については大きな影響はないと思られる。

鮭鱈の輸出については半分は出たが残りの半分について懸念されるが持つてゐるところが大手水産会社であり、そう心配はなからう。

内販向についてピンクは多少の影響を受けよう。昨年は不漁だがことし世界的に大豊漁であつた。とはいへやはり長期的には減少していくことは明らかで

ことし水産会社自体があわてなければ内販市況を乱すことはないと思う。そこで個々に水産会社に対し慎重な対策を促すことにしたい。水産会社以外のブランドで安物がかなり出たが雑銘は値段で先に売れており大手さえしつかりすれば順調に推移しよう。こうした意味からも各社から水産会社に要望していきたい。

サケ缶の内販向けは例年90万缶程度（実函）と推定されるがことは少なくとも130～140万缶のものが生産されたと見られる。かに缶についてはタラバ、ズワイともに心配はない。

6. サバ缶詰について

ことしのサバ漁は魚体も小さく缶詰生産も振わない。ことはサケ缶の状況がよかつたところから三陸地区もサケ缶を手掛けている。サバ缶は価格も安く大手水産のものは品質も向上し、なくてはならない商材となつて来た。

輸出向は対米には出でないが円の切上げによつて割高となつた場合、従来通りに売れるかどうか、輸出向が駄目となると内販に影響してこよう。

鮪塩水漬缶詰の国内転用について

9月10日の水産部会結論により次の文書を9月17日付で請缶輸水組宛全缶協水産部会長名で提出した。

部 発 第240号

昭和46年9月17日

日本缶詰輸出水産業組合 殿

全国缶詰問屋協会

水産部会長 広田 正

鮪塩水漬缶詰の国内転用について

拝啓 初秋の砌りますますご清勝のことと大慶に存じます。

貴組合におかれましては対米向け缶詰の輸出に当り水銀問題デコンボーズ問題更には米国のドル防衛に伴う課徴金変動相場制採用等と未層有の苦難に逢着されざかしご心労多きことと拝察申しあげます。弊協会も国内販売を業とする缶詰卸団体として対岸の火として傍観することは許されないと存念するところであり是非ともこの苦境を乗り切られるよう祈つて止みません。

さて、弊協会では去る9月10日、水産部会を開催し、ドルショックの激動化のもと、米国輸入課徴金実施等に伴う輸出水産缶詰の現状と見通しならびに国内水産缶詰の市況と動向につきつぶさに情報交換を行ないました。処鮪缶詰の輸出の見通しは誠に容易ならざるものがあり輸出の停滞と関連して水銀デコンボーズ問題も含み当然内販転用の問題が生じて参るかと存ずるところであります。この局面に際して特に要望申しあげたきは漸く鮪油漬缶詰の需要の定着と拡大が見られる現在下記の点に特にご配慮いただき、共に健全化を相図つて参りたいと存じますのでよろしくご協力賜わりますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 現在鮪油漬缶詰は、国内市場において順調な伸張を見ておりますが、鮪塩水漬缶の内地転用につきましては既存の缶詰および市場が圧迫される等の問題が生じないよう充分慎重なるご処置をお願い致します。

2. 鹽水漬缶詰の国内転用に当たりましては前広に弊協会にご相談賜わりたいと存じます。
3. 対米向け缶詰問題は弊協会と無縁ではないと存じますので今後種々情報を賜わりたくお願い致します。

以上

第3回「缶詰食べましょう週間」について

46年度全缶協普及宣伝活動として、前年に引き続き第3回「缶詰食べましょう週間」を7月19日から全国一斉に実施したが、この運動期間中は丁度N H K きょうの料理「特集=カン詰料理」の放映と時期が重なる絶好の機会に恵まれ会員各位の販売意慾も旺盛で大きな成果を修め得たが、このほど全支払いも完了したので第3回「缶詰食べましょう週間」収支決算を行なつた。その内訳は次の通りである。

なお、この収支報告は前年協賛願つたメーカ、団体にも文書をもつてお知らせすることになつてゐる。

第3回「缶詰食べましょう週間」収支報告

〔収入内訳〕

繰 越 金 1,721,780円

(メーカー、団体)

受 取 利 息 6,684.9円

内販会協賛金	500,000円
全缶協宣伝費	2,143,771円
	4,432,400円

〔 支出明細 〕

「缶詰食べましょう」缶切代金	66万個
	3,696,000円
「ペイン召上れ缶切」代金	8万9千個
	498,400円
上記缶切 P.O.P 梱包代運賃	104,500円
P.O.P 2万枚	133,500円
	4,432,400円

ペイン缶詰の日本農林規格設定について

ペイン缶詰の日本農林規格設定について農林省は9月21日第1回専門委員会を開催したが、全国ペインアップル缶詰内販会側委員として多田義朗氏、広田正氏の両名が出席、日本農林規格(案)、品質表示基準(案)につき協議がなされた。今後の予定として10月27日に第2回専門委員会を開き、そこで農林省の原案を作成、11月一杯に最終原案をまとめ、2月の農林物資調査会加工食品部会に諮りたいとの意向であり、10月13日までに業界の意見をまとめ提出することになっている。第1回専門委員会で示された案による問題点はチビット、ピーセスを1号缶のみとすることでおいかどうか。国際規格ならびに公正規約とのかねあい。表示基準を設け一括表示することについて、等重要な問題があり、全国ペインアップル缶詰内販会と共に場をもつ全缶協で10月

11日規格部会を開催し内販会、全缶協の見解をとりまとめることになった。

輸出関連中小企業に対する 融資問題の懇談会

日 時 昭和46年9月25日 10:30~12:00時
場 所 日本缶詰協会 会議室
内 容 輸出関連の中小企業融資等に関する説明について
出 席 農林省農林経済局企業流通部
企業振興課 課長補佐 米田浩史氏
日本缶詰協会 専務理事 関野勇氏
その他缶詰関係団体事務局代表者



米国の輸入課徴金制度の実施 為替変動幅の制限の暫定的停止により、なかんづく缶詰業界にあつては多大の影響を受けているが、政府が去る23日の閣議で「米国の輸入課徴金制度の実施等に伴う当面の緊急中小企業対策」を決めたことに関連し、日本缶詰協会では25日、農林省農林経済局企業流通部企業振興課の課長補佐米田浩史氏を招き、閣議決定の内容等について説明会を開催した。

このたびの閣議決定は①特定の輸出関連中小企業に滞貨、減産、転業資金のため、中小企業金融公庫をはじめとする中小三公庫を通じて一債務者に500万円~1,000万円の融資を行なうというものでその総額は1,500億円とされ、さらに②信用補完措置、③為替取引安定、④税制上の特別措置、⑤事業転換の円滑化 以上の5項目となつており、これらの対象となるものは中小企業基本

法による 資本金5,000万円以下、従業員300人未満の特定輸出関連中小企業で通産大臣が指定する企業となつてゐる。

いずれにしてもこれらの措置は輸出関連企業に限定しており、農林省側の説明では共販組織については中小企業の対象外であり、数い切れないが、概ね今回の措置に見合ひ何等かの手が打たれるであらうとしている。

なお缶詰業界側の主な意見としては①共販組織のものにあつては、中小企業が借りるような小さい金額ではないため、金融機関は滞貸分も含め農林中央金庫一本に絞ることが出来るよう取りはからつて貰いたい。②今回の閣議決定は共販組織は除外されているが、共販会社の為替手形は為替取引安定措置法を適用されたい。③対象は業種別、産地別、個別業種別となつてゐるがみかん缶などにあつては品種別により措置してもらいたい。④個別企業への融資は当然担保が必要となるが、その担保が厳しすぎるので緩和して欲しい。

以上のような業界側の希望が述べられた。

☆

☆

☆

これらのことばは普通部門には関係ない措置ではあるが、缶詰業界に関連する資料として参考のため閣議決定の「米国の輸入課徴金制度の実施等に伴う当面の緊急中小企業対策について」の内容を掲げたい。

米国の輸入課徴金制度の実施等に伴う当面の緊急中小企業対策について

(昭46.9.23)
閣議決定

米国の輸入課徵金制度の実施、為替変動幅の制限の暫定的停止に伴い、大きな影響をこうむることとなる輸出関連の中小企業に対し、緊急措置として下記により総合的な対策を講ずることとし、これら中小企業の経営の安定に遺憾なきを期するものとする。

記

1. 金融上の特別措置

政府関係中小企業金融三機関（以下「中小三機関」という。）による特定の輸出関連中小企業に対する滞貨・減産・転業資金に係る長期低利の融資等につき、次の金融上の特別措置を講ずることとする。

(1) 融資規模の拡大

中小三機関の融資規模を下記のとおり1,500億円拡大するものとする。

なお、この場合において、商工組合中央金庫および中小企業金融公庫につては一債務者あたり1,000万円、国民金庫公庫につては一債務者あたり500万円の範囲内において(2)に掲げる特例を適用するものとする。

融資規模

商工組合中央金庫	750 億円
中小企業金融公庫	400 億円
国民金融公庫	350 億円
計	1,500 億円

(2) 融資条件の緩和

貸付け期間は3年以内を原則とするが、必要に応じ5年以内（いづれもすえおき1年以内）とし、特利適用部分については、金利6.5%（3年をこえるものについては4年目以降7%）に引き下げる。

(3) 融資限度の別わく設定

下記により現行の融資限度のほか、別わくの融資限度を設定する。

	現行(万円)	別わく(万円)
中小企業金融公庫	2,000	2,000
国民金融公庫	500	500

(4) 財政措置

上記の諸措置に併い、次の財政措置を講ずる。

① 商工組合中央金庫に対する出資	50億円
② 財政投融資の追加	
商工組合中央金庫	250億円
中小企業金融公庫	400億円
国民金融公庫	350億円
計	1,000億円

(5) 設備近代化資金等の返済猶予

輸出関連中小企業であつて、中小企業振興事業団高度化資金および中小企業設備近代化資金の返済が著しく困難と認められるものについては、返済猶予を認めるものとする。

なお、中小企業設備近代化資金の返済猶予によつて生ずる資金の不足に対処するため、都道府県に補助を行なうとともに、中小企業近代化資金等助成法につき所要の特例措置を講ずる。

2. 信用補完措置

輸出関連中小企業のうち信用力、担保力に乏しいものについては、次により信用補完の拡充を図り、中小企業金融の円滑な疎通を図ることとする。

(1) 保険特例措置の新設

中小企業信用保険につき、下記により保険特例措置を新設する。

(1) 保険限度の別わく

通常の保険の保険限度額につき、それぞれこれらと同額の別わくを設

ける。

	現 行(万円)	別わく(万円)
特別小口保険	80	80
無担保保険	300	300
普通保険	2,500	2,500

(ロ) 保険料率の引下げ

(イ)に掲げる別わく分については、通常の料率の3分の2に引き下げる。

	現 行(%)	改 定(%)
特別小口保険	0.365	0.219
無担保保険	0.5475	0.365
普通保険	0.7665	0.511

(ハ) てん補率

普通保険に係る別わくについては、通常のてん補率70%を80%に引き上げる。

(ニ) 特例期間

中小企業信用保険法の特例措置施行後1年以内とする。

(2) 財政措置

上記の保険特例措置の新設等に伴い、次の財政措置を講ずる。

(イ) 中小企業信用保険公庫に対する出資

保険準備基金として20億円を出資する。

(ロ) 信用保証協会に対する助成措置

信用保証協会に対し、地方公共団体を通じて1億円を補助する。

(ハ) 予算総則上の保険受けわくの拡大

現行の保険受けわく1兆8,000億円を5,000億円追加して2兆3,000億円とする。

3. 為替取引安定措置

中小企業の円滑な輸出取引を促進するため、為替取引につき、下記の臨時措置を講ずる。

(1) 外国為替資金特別会計は、中小企業製品の輸出に係る期限付輸出手形を貰い取つた外国為替公認銀行に対し、これらの手形に見合つて外貨預託を行なり。

(2) 預託の条件

外国為替公認銀行の貰い取つた中小企業製品の輸出に係る期限付輸出手形をカバーするものとする。

預託の条件については、金利は日本銀行による現行の買取金利のみ（現在 8.875%）とし、期間は対象となる期限付輸出手形期間とする。

なお、日本銀行においても、中小企業製品の輸出に係る期限付輸出手形の買取措置を設けることとしている。

上記の措置のほか、中小企業製品に係る輸出成約の円滑化を図るため、所要の措置を講ずることとし、具体策を早急に検討する。

4. 税制上の特別措置

(1) 輸出関連事業を営み、特に大きな影響を受ける中小企業について、今後1年間は、欠損金の繰戻し制度による還付を既往3年間（現行1年間）にさかのぼつて行なうことと認める。なお地方税においても欠損の繰越しについて特例措置を講ずる。

(2) 事業転換を行なう中小企業を対象として、廃棄または譲渡する減価償却資産については、短期間に償却することができるよう措置する。

(3) 特に大きな影響を受ける中小企業に対して、中間申告制度、予定納税額の減額承認制度および納税猶予の制度の活用を図る。

5. 事業転換の円滑化

中小企業の事業転換が円滑に進められるよう、次の措置を講ずることとする。

- (1) 事業転換を行なう者に対し、中小企業振興事業団の高度化資金および中小企業金融公庫の特別貸付けを行なう。
- (2) 事業転換に関しては、上記4.の税制上の特別措置を適用する。

6. 上記の諸措置を一括して実施するため、所要の立法措置を講ずるものとする。

東部地区統一伝票指導講習会

日 時 昭和46年9月14日 13:30～15:30時

場 所 北洋商事㈱ 7階会議室

中央区日本橋通3～8 八重洲通ビル7階

TEL 273-9289番(全缶協事務局)

講習の
内 容

1. 流通システム化施策と伝票統一化について
2. 取引用統一伝票の規定(帳票管理を含む)について
3. 統一伝票の設計の方法について
4. 事務機械化と取引統一伝票について
5. 取引用統一伝票のメリットについて
6. その他

出 席 東京通商産業局商工部 流通消費課長補佐 奈良富利氏

統一伝票普及指導員(東部地区) 武術機介氏

太田潔氏

全国缶詰問屋協会 専務理事 北田久雄氏

他 東部地区会員 18名

※ 東部地区講習会の概要

取引用統一伝票は事務合理化の一環として44年通産省がその規格化に取り組み流通関係団体もこれに協力し統一伝票様式を作成し昨年通産省は日本商工会議所に民間企業への普及業務を委嘱し、さらに本年度から取引用統一伝票を普及促進させるため、日本商工会議所および業種別団体から統一伝票普及指導員を選任。全協協は東部、中部、西部の3政策調査部会から各2名計6名の指導員が8月3日の日本商工会議所における中央講習会に参加のうえそれぞれの地区を担当、食品業界の統一伝票普及指導に当ることになったが、その第1回目として東部地区（東京、神奈川、千葉、埼玉）会員を対象に講習会を開催した。講習会は北田専務理事の司会により進められ、講習内容の①について東京通産局の奈良氏②③について太田氏④⑤について武衛氏がそれぞれ講演を行なつたあと、質疑応答にはいり各氏から活発な意見交換が行なわれた。



〔流通システム化施策と伝票統一について〕

これに関連して通産省奈良消費課長補佐から大要次のような見解が述べられた。

「通産省では44年に産業構造審議会で答申されたが、それには流通部門は近代化が遅れていることが指摘されている。

流通部門は重要な産業であり消費者物価の安定と関連しその近代化は常に問題になつてゐる。自由化により外国資本の量販店の進出も許可され、流通部門の合理化が急務となつております。昨年度から

- ① 新流通近代化ビジョンの策定
- ② 商業近代化地域計画の策定

③ 流通担当企業の体質強化と中小商業の近代化

④ 近代的システムの導入促進

等8項目の施策を推進させていくことになつたが、そのなかで今日の統一伝票講習会に端連する伝票統一化の推進は④の流通システム化の促進のなかで取りあげられている。流通システム化の促進は体形作りが必要である。一社内でも総合的な経営管理、物流方面の管理等の強化、合理化を図るのみでなく、企業間の相互的な経営計画、取引、物的流通等の総合的効率化を図ること、すなわち「流通活動のシステム化」が必要とされ、この基本構造に基づいて45年度に引き継ぎ、根本的、総合的な施策を講じてまいろうといふものである。

このためには生産者、卸売業者、小売業者、関連事業者等日本全体をまとめる組織が必要であり、中央に「流通システム化推進会議」を設置、その下に総合規格化委員会、小委員会があり総合的に推進の方向づけを行なつている。この他には北は北海道から南は福岡まで8個所の地方通商産業局があり（東京通商局は1都11県東、静岡まで）ここでも学識経験者を加えて委員会を置いている。さらに細分化した機構として全国の商工会議所も全面的協力をする体制にあり、こうしたまとめをつくりあげている。流通システム化推進の一環として伝票統一化の推進があるが、これは昨年通産大臣が全国都道府県商工会議所から1名ずつの指導員を選び地域別に講習会を開いてきたものでことしはさらに業種別団体から指導員をお願いして、缶詰、織物、ゴム履物、金物、菓子等の流通団体による普及推進を図つている。統一伝票のメリット、内容等についてはのち程指導員の方から説明があると思うが、なぜ統一伝票が必要かといえば現在は百貨店、スーパーの専用伝票を使わされており、それを使用しても自社では併えず転記しなおさなければならない。こうした余分の労力、経費負担転記ミスによる取引先とのトラブル等三重、五重にもしばられる結果となつてゐる。これを改善することによつて我が国経済の発展、消費者物価の安定にもつながるわけで伝票を統一することが何より先決といえよう、究極には全業種

が統一伝票を使用することが望ましいがそこまで普及させるまでには非常な努力と年月を要することであり、私どももこうした席で採用方をお願いしているわけである。昨年の講習会の質問に百貨店からこの伝票ではコンピューターに受けられないといわれたということであつたが、この統一伝票様式は十分コンピューターに乗るような基本設計であり、また個々の業界でも十分使用出来るものである。またこれを法制化したらどうかとの意見があつたが、この法制化については考慮していないわけでもない、しかし具体的には難かしくむしろ流通機構全体の基本的な法律が出来るならばそのなかに統一伝票はかくあるべきであろうといつたことを折り込む程度にならうと思うが法制化することは難かしく、個々の業界で統一伝票の必要性を感じ実施に移すより方法はなかろうと思う。そこで業界のみなさんの努力と認識のいかんにかかつてているわけで何分統一伝票の普及をお願いしたい。

国^の流通システム近代化施策の一環としての統一伝票の普及は次年度も通産省でさらに進められていくがこの統一伝票以外に取引条件の適正化等も流通システム近代化のための重点施策に考えられている。」



なお関西地区でも同様主旨により下記の通り講習会が実施された。

日 時 昭和46年9月29日 14:00~16:00時

場 所 大阪合同ビル 地下1階会議室

大阪市北区太融寺3番地

主 催 全国協西部政策調査部会

大阪食品卸同業会

受講者は関西地区会員を対象に約50名。

大阪通商産業局商工部流通消費課担当官を招き説明を受け、統一伝票普及指導員

野田喜商事㈱ 取締役事務管理部長 酒井和彦氏
㈱祭原 管理部電算一課課長 末広実氏

の講習を行なつた。

赤色103号 硫酸銅について

9月1日から販売禁止となつた赤色103号および硫酸銅使用食品について東京都食品衛生局食品監視課では、9月末日まで一般食品の市販品を主体にチェックを行なつてゐるが、チエリー、みつ豆およびフキ、グリンピース等缶詰に関係する赤色103号、硫酸銅を使用の製品については日缶協を窓口としてブランド別による最終製造年月日のリストを提出することによつて行政指導の面でしかるべき処置されるとされ、この点について9月10日、日缶協においてブランド所有者による連絡会を行なつた。業界では既に自主的にこれらによる製品は製造しておらず、都内に市販されている製品はごく少量と推定されるが、都の要請通りブランド別最終製造年月日につき報告し、日缶協を窓口としてリスト提出を行なうことになつた。

缶詰共同宣伝

九州地区缶詰フェア実行委員会の経過

第2回九州地区缶詰フェア実行委員会は、全委員が出席し9月18日14:30～17:30時、博多駅前朝日新聞ビル7階1号館で開催したが、この委員会に共同宣伝事務局より全缶協北田専務理事が現地に向き、東京、名古屋、仙台

札幌、大阪地区で開催された缶詰フェアの状況ならびに特徴と反省事項等につき資料を示しながら説明し、九州缶詰フェアの参考に供した。その後福岡地区の問屋で組織している福岡陸会の総会等で具体的計画を練り、9月27日委員代表が催会場の博多大丸に出向き、大丸側と種々打合せを行ない、缶詰フェア実施についての方針を決定した。出展参加をメーカー、問屋、40社に呼び掛けその申込を10月9日に締切るが、この日に実行委員会を開催し、最終的煮詰めを行なうことになつてゐる。

なおすでに共同宣伝事務局より、松下鈴木㈱福岡支店宛、九州地区缶詰フェア用として料理キット、かんづめハンドブック、漫画 缶詰100年、スイートコーンパンフレット、主婦の友かんづめ料理、貯金缶などを送付した。

実施内容は次の通り。

1. 会場 博多大丸百貨店（福岡市呉服町）地下食品売場 約70坪
2. 会期 10月29日（金） 30日（土） 31日（日）の3日間
3. 出展者 メーカー、問屋、40社に呼びかけ10月9日に締切る。
うち缶詰以外から7～8社を予定。
4. 参加料等 出展者は参加料として3万円、10函を無料提供する。缶詰専業者はこの他に目玉商品として10函を格安にて提供する。
5. 参観者の動員等 大丸友の会会員約2万人にダイレクトメールにより招待状を送付する。会場飾付等は缶詰100年にふさわしく業界の指示を盛り込み大丸で作成する。
6. 料理教室、試食試飲等 団体参加は、日本罐詰工業組合、スイートコーン部会、およびJASに関し、食品産業センターが参加する。即売のほかに商品説明、試食試飲をさせる。缶詰の料理教室を設け講師による料理実演、またマネキン等をつかい盛りたてる。

以上のような計画のもとに準備が着々と進められている。

集団給食向き缶詰研修会

缶詰共同宣伝活動の一環として、集団給食向き缶詰研修会を主催、日本栄養士会 東京都文部集団給食部会で、東京都内を6ブロックにわけて下記次第により開催される。

- ① 日 時 昭和46年10月14日 13.00～16.00時
会 場 四谷公会堂（新宿区内藤町87）
- ② 日 時 昭和46年10月15日 13.00～16.00時
会 場 芝公会堂（港区役所 8階）
- ③ 日 時 昭和46年10月18日 13.00～16.00時
会 場 豊島公会堂（豊島区東池袋1～19～1）
- ④ 日 時 昭和46年10月29日 13.00～16.00時
会 場 兩国公会堂（墨田区横網1～12～10）
- ⑤ 日 時 昭和46年11月1日 13.00～16.00時
会 場 足立区産業振興館（足立区千住1～50）
- ⑥ 日 時 昭和46年11月9日 13.00～16.00時
会 場 立川市公民館（立川市柴崎町1～1～5）

内 容

- 1) 講演：講師 労働科学研究所 医学博士 高木和男氏
" 日本缶詰協会 専務理事 隅野勇氏
- 2) 展示・試食：集団給食向き缶詰・びん詰多数
- 3) 参加無料

市販缶詰開缶研究会

日 時 昭和46年9月29日 13.00～16.00時

場 所 消科連会議室 渋谷区桜ヶ丘
主 催 消費科学連合会
対 象 飯類缶詰
数 量 約80缶（40ブランド）

※開缶研究会の概要

①缶詰検査協会により品質判定、②消科連食品部会員による品質、表示の評価
③飯缶を中心として質疑応答の順序により進められたが、品質はいづれも良好であった。消費者からの質問に対して、日缶協隅野専務、平野常務が応答したが、特に大阪で発生した飯缶詰中毒事故に関する各検査所の検査結果を報告し缶詰は安全食品であることを強調した。

第23回 日本家政学会に 昼食（缶詰料理）を提供

日本家政学会（全国の女子大、短大の家政科担当の教授で組織会員8,000人）が、下記により開催されるが、これは全国的な集会で、缶詰普及の絶好の機会でもあり、当日の出席者約1,800名に、昼食として缶詰料理を提供することになった。

1. 開催日 10月16日、17日の2日間
2. 会 場 昭和女子大学 世田谷区大字堂
3. 内 容

① 缶詰料理について

学会第1日目（16日）の全出席者に昼食（缶詰料理）を提供する。

その献立については、昭和女子大の加工食品調理研究室の研究発表による

ものとして運営し、その料理メニューを、日本家政学会記念の缶詰料理として印刷、配布する。

② アンケート調査

現在の女子大、短大の先生が、どの位缶詰について関心を持つているかを知り、今後の参考資料とする目的でアンケート調査を実施する。

なおこのアンケート引換券、主婦の友「かんづめ料理」単行本一冊を進呈する。

昭和46年 全国物価統計調査について

總理府統計局では本年秋に昭和46年全国物価統計調査（第1回目は昭和42年に実施、今回は第2回）を実施することになり、全缶協浅井会長宛に總理府統計局長関戸嘉明氏より本調査に協力方要請の文書が寄せられました。

本調査は全国市町村1,063個所で実施。対象品目は50品目のうち缶詰は3品目で、卸売調査は県庁所在地のみで行い当該地区的県庁から調査員を派遣し直接問屋を訪問する。調査された事項は統計を作成する目的にだけに用いられ統計法によつて秘密が保護されている。

調査目的：物価の地域間格差や店舗間格差を明らかにするとともに、卸売価格についても調査し、物価の実態を多面的にとらえようとする総合的な調査である。（卸売価格については今回が初めて。）

調査日：46年10月11日

対象地域：卸売価格については県庁所在地

対象品目：（缶詰）

サケ缶、水煮平2号缶 C S N、P S N、バイン缶、スライス3号缶、みかん缶、5号缶サイズ

朝日女性教室

(10月予定)

月 日	会 場	1:00~2:00	2:00~3:00
10 19 (火)	千葉県印旛郡 八街町八街 八街商工会議所 ホール	家族の健康管理 近藤 宏二 氏 (医事評論家)	行楽のおべんとう 萩原 マリエ さん (料理研究家)
月 日	会 場	10:30 ~ 12:00	
10 25 (月)	横浜市磯子区 洋光台2丁目 洋光台団地 北集会所	"行楽のおべんとう" 鷹 健治 氏 (服部学園教授)	

米飯缶詰による中毒事故に関する調査結果について

大阪市内で発生した米飯缶詰による中毒事故に関して、各保健所等において検査を行なつた結果 いづれも菌は発見されず、無実と判明し、日缶協ではその調査経過につき次の通り見解をまとめ会員に通報した。

技發第72号
昭和46年9月22日

会員各位

大阪市内で発生した米飯缶詰による
中毒事故に関する報道について

○ 去る7日付日刊紙により、大阪市内で家族6人が五目飯缶詰4缶を摂取したことにより食中毒が発生し、大阪市立衛生研究所の調査により、患者の便、食べ残しの缶詰および同一日付の未開缶の製品から、サルモネラ菌が検出され、中毒の原因は五目飯缶詰であると報道されました。

本会では、早速製造元である滋賀県経済連食品事業所に連絡、真相を徹底的に究明するよう依頼するとともに、同社製品について細菌の存否に関する試験に着手いたしました。

○ 一方、滋賀県厚生部環境衛生課では、地元草津保健所および県衛生研究所とともに、工場の立入検査を行ない、同一ロットの製品ならびに関連製品の細菌検査を実施し、その結果について去る13日付つきのとおり発表しました。

- (1) 昭和46年1月18日製造の五目飯弁当缶詰については、現在のところサルモネラ菌は認められない。
- (2) 前記以外の製品11種類についても、何れも菌は認められない。
- (3) 製造工程においても異状はなかつた。
- (4) 大口消費者に対する調査の結果、異状がないとの報告を受けた。

○ また、本会ではつきのような事実について報告を受けております。

- (1) 滋賀県経済連食品事業所が地元保健所立会のもとに、1,500ケースの同一製品を試験製造し、全工程について慎重にチェックするとともに46.1.18の製造管理記録を再点検した結果、殺菌・巻締両工程に異常が認められなかつた。

(2) 東京都衛生研究所において、同一ロットの製品について細菌検査の結果、サルモネラ菌を検出していない旨、非公式ではあるが通報を受けた。

(3) 本会研究所において同一ロットの製品につき細菌ならびに密封性について試験した結果、サルモネラ菌を検出せず、巻締状態も正常であることを認めた。

○ 今回の中毒事故の報道に関する本会の見解は、つきのとおりであります。

(1) サルモネラ菌は耐熱性が弱く、米飯缶詰の通常の殺菌基準である113℃70分の加熱の下では、缶内に菌が残存することはあり得ない。

(2) 当該缶詰と同一ロットの製品についての巻締状態から見て、冷却水等による二次汚染の可能性は考えられない。

以上により、今回の米飯缶詰の事故に関する報道は、事実に反するものであり、他に原因食があつたものと推定される。

○ 各員各位に対し特に願いいたしたこと

ここにあらためて申し上げるまでもなく、缶詰製造工程の衛生管理については、すべてに優先して、十分な配慮と努力が必要であり、消費者の信頼を回復するためには、"安全性の確保"が最も重要な条件あります。

会員各位におかれでは、この際つきの事項を確実に実施されるよう、特に要望いたします。

(1) 原料の保管および鮮度保持に留意すること。

(2) 加熱殺菌の温度・時間・殺菌製造の各種計器の点検を定期的に実施し、殺菌に関する記録は最低3カ年間保存すること。

- (3) 卷詰状態の日常の管理を確実に実行し、その管理記録を最低3カ年間保存すること。
- (4) 冷却水については、水道水による缶内冷却の場合を除き、極力塩素滅菌を行なうよう努力されたいこと。
- (5) 今後、万一食品衛生に関する事故発生の際は、保健所その他関係先に速かに連絡をとり、事態の收拾、原因の究明等について適切な処置をとられたいこと。

関係団体報知

※ 長野県缶詰食品問屋連盟（会長 春日善文氏）では、46年度事業の一環として、教育研修セミナーを下記により実施した。

〔美ヶ原経営セミナー〕

日 時 昭和46年9月11日（土） 1泊

場 所 松本市里山辺527 美ヶ原温泉ホテル

講 師 「長野県における流通業界の現況とその見通し」

信州大学 助教授 宮坂正治 氏

「最近の金融経済情勢について」

八十二銀行 常務取締役 新津浩一 氏

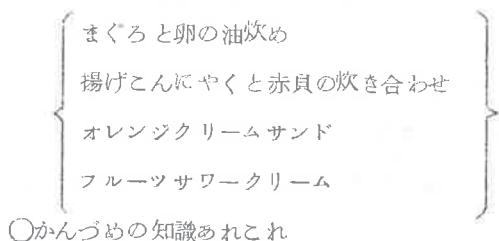
出席資格 会員の経営者および従業員

サンケイ料理教室

主催 サンケイ新聞社、協賛 社団法人日本缶詰協会による“サンケイかんづめ

料理教室⁷を下記要領により開催される。

1. 内容 ○かんづめを使った料理のいろいろ



○かんづめの知識あれこれ

2. 定員 100名

3. 講師 料理コンサルタント 森 和子 先生

4. 参加者全員にテキスト、みかん缶詰1缶、その他を提供

5. 開催日時、場所

月日	曜	時間	会場	住所
10/4	月	1330~1530	サンケイ新聞 教育センター	横浜市西区戸部本町 88~5
10/15	金	"	日興信用金庫志村支店 2階 会議室	板橋区坂下2~16
10/18	月	"	竹ノ塚第2団地集会所	足立区竹ノ塚第2団地
10/19	火	"	吉川百貨店	町田市原町田4~10~21
10/20	水	"	板橋区 東京都勤労福祉会館	板橋区志村 3~32~6

会員消息

〔役員異動〕

※ 住商フーズ㈱では、9月16日開催の臨時株主総会および取締役会において専務取締役岸田直人氏が辞任され、その後任に代表取締役、専務取締役として杉村佐太郎氏が選任された。

〔営業所移転〕

※ ㈲末広堂の営業所は、交通事情繁雜のため、9月24日から下記の新店舗に移転した。

新 住 所 松本市城西1丁目7番16号

旧 松本市中央1～8～1

〔出張所移転〕

※ 新生商事㈱沖縄出張所（所長 下地敏雄氏）は、9月1日から下記に移転し、同時に電話番号も変更となつた。

新 住 所 那覇市松山町2丁目82

玉キ米屋ビル 3階

電 話 (92) 78～4411（申込）

那覇 68～6138

旧 那覇市牧志町2～123

〔支店長異動〕

※ 新生商事㈱（取締役社長 木本哲雄氏）では9月1日付で大分支店長の異動を行ない、前田真作支店長の後任として、新支店長に道平好彦氏が就任

した。

(株) 杉野商店 杉野社長ご逝去

㈱杉野商店(旭川市二条通8右7号)社長 杉野勇氏は、かねてから入院療養中のところ、9月7日11時30分肝硬変のため死去。告別式は社葬をもつて旭川市大休寺においてしめやかに執り行なわれた。

告別式 9月10日 10:00時から。

(株) 徳和 和田常務ご逝去

㈱徳和(堺市南花田町82~3)常務取締役和田耕作氏は、9月4日夜半交通事故により死去。享年38。葬儀は9月6日15:00時から、堺市中百瀬町1丁目91の自宅において執り行なわれた。

パイン缶開缶研究会開催のご案内

恒例のパイン缶開缶研究会は下記要領にて開催されますのでご出席下さいますようご案内申しあげます。

記

1. 目的

パインアツプル缶詰の需要は年々増大を見せておるが、その品質の向上と規格の維持は消費者はもとより、輸入並びに販売に携わる者にとっても重要な関心事である。

現在輸入されておる諸地域産品を一堂に集め、開缶審査して、その

結果を関係業者並びに消費者に披露し、必要に応じては原産地関係者にも通報する。

2. 主 催

日本パインアツブル輸入協会

沖縄パインアツブル缶詰輸入協会

後 援

財団法人 日本缶詰検査協会

協 賛

全国パインアツブル缶詰内販会

3. 期 日

昭和46年11月5日（金）

審 査 午前中

一般公開 午後1時～4時

4. 場 所

大阪市北区中之島1丁目3番地

大阪市中央公会堂

5. 実施要領

(1) 出 品 物

現在輸入され市販されておる製品を主体として蒐集し、出品する。

(2) 蒸集方 法

出品物は總て市販品とし、規格、缶型、製造工場、製造月日の同一のものを夫々2缶宛買上げる。

(3) 出 品 点 数

50点前後とする。

(4) 審 査 員

農林省農林經濟局並びに財団法人日本缶詰検査協会に委嘱する。

(5) 審査方法

審査員協議により決定した方法による。

(6) 審査講評

審査終了後同会場で審査員より講評願う。

以上

